



2018年2月9日 第2018-08号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

厚生労働省

「無期転換ルールに関する取り組みを強化します」

～全国統一番号の相談ダイヤルの設置など、直前期での更なる取り組みを実施～

厚生労働省は、無期転換ルール（※）に基づき、無期転換申込権が本格的に発生する2018（平成30）年4月1日まで残り2カ月を切ったことから、これまでの取り組みに加え、次の2つの取り組みを実施します。

1. 緊急相談ダイヤルの設置
2. 業界団体等に対して改めて要請

これらの取組をはじめ、労働契約法の趣旨を踏まえた無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、厚生労働省でもしっかりと周知啓発に取り組む姿勢です。

JAMでは、ガイドブックを発行（「改正労働契約法の手引き」2012.12.1発刊）し、通算期間5年を3年程度で正社員に転換するよう労使協議を行うといった

指針を示すなど、取り組みを進めてきました。職場でのさらなる周知活動をお願いします。

また、無期転換ルールに対応するには、労働条件の整備など準備が必要です。職場の制度の点検等、労使で協議するなど、対応をお願いします。

※無期転換ルール

2013（H25）年4月1日以降の有期労働契約期間が同一の事業主との間で更新されて通算5年を超えた有期契約労働者が、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への申込みをした場合、事業主は当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約に転換されるルールのことです。

★JAM政策ニュース第2018-05号もご参照下さい。

【厚生労働省の取り組み】★添付のパンフレットもご参照ください。

1. 緊急相談ダイヤルの設置

2018年2月13日（火）から、「無期転換ルール」に関する相談に対応する全国統一番号の相談ダイヤル「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を開設。無期転換ルールの概要などの問い合わせのほか、同ルールに関連した雇止め、労働条件の引き下げなどの相談について対応しています。

【無期転換ルール緊急相談ダイヤル】

ナビダイヤル：0570-069276（携帯電話・PHSからも利用できます）

■開設日時：2018年2月13日（火）8：30～

■受付時間：平日8：30～17：15（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

2. 業界団体等に対して改めて要請

製造業や小売業など有期契約労働者を多く雇用している業界の団体に対して、労働契約法の趣旨を踏まえた無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、改めて要請を行います。

また、独立行政法人等に対しても、関係省庁を通じて、改めて要請を行います。

【参考】有期契約労働者の無期転換ポータルサイト <http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換ルールについて、詳しく紹介するポータルサイトです。ルールの概要や事例紹介、国の支援策などの情報が掲載されています。

以上